

能代市総合計画後期基本計画策定方針

1 はじめに

平成29年度までの基本構想と24年度までの基本計画で構成されている能代市総合計画は、20年度のスタート以来、総合計画推進方針に則り、市民と行政との協働で、計画の進捗について評価や改善策の検討を行いながら推進してきました。

この基本計画は、24年度で前期の期間を終えることから、基本構想に掲げた市の将来像「“わ”のまち能代」実現のため、引き続き25年度以降の5年間で取り組むべき方向性を示した後期基本計画を策定します。策定に当たっての基本的な方針は下記のとおりです。

2 計画策定の目的

地域を取り巻く社会経済情勢の変化等について、市民と共通認識を深めながら、基本構想に掲げる「“わ”のまち能代」を実現するための施策展開の方向を示します。

3 計画の構成と計画期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

(1) 基本構想 市の行政運営の根幹となるものであり、まちづくりの将来像と方向性を示す。計画期間は平成20年度～平成29年度までの10年間。
(今回は改定しません。)

(2) 基本計画 基本構想に掲げる将来像を実現するための基本的な考え方、地域の抱える課題、重点的に取り組む施策、各施策の方向性や5年後（10年後）の目標とする指標数値を設定するほか、財政計画を組み込む。後期計画期間は平成25年度～平成29年度までの5年間。

(3) 実施計画 基本計画に示す施策に対する具体的事業の体系を明らかにする。基本計画に掲げる目標・指標に対する進捗度合いの評価を次の事業展開へ反映する。財政的な見通しと整合性を図るため、引き続き計画期間を3年間とし、2年毎に見直しを行う。（25～27年度を第4期、27～29年度を第5期とします。）

総合計画は10年間の基本構想を軸に構成されておりますので、政策の体系は現行の体系を踏襲しながら策定に当たります。

4 計画の役割と策定の基本的考え方

総合計画は、市の最上位計画として長期的展望に立ったまちづくりの方向性を示すものです。このため、計画の策定段階から、より多くの市民の参画と理解を得ることが必要

と考え、総合計画市民協働会議を設置し策定に当たりました。また、計画の実行段階においても、市民と行政が目標を共有し、共にまちづくりに取り組む動きにつなげるため、その評価や改善の取組を協働で推進してきました。

策定から5年目を迎えた現在、社会経済情勢等はさらに厳しさを増しており、めまぐるしい時代の変化に対応しながら、基本構想でめざすまちづくりの実現に近づくためには、この地域の目指す方向や、課題等を明らかにし、市民と行政が知恵と工夫、そして持てる力を集結させることが不可欠です。

後期基本計画の策定に当たっては、前期計画との整合を視野に入れながらも、前期計画策定時と現在との状況や課題の違いを踏まえ、前期基本計画期間での評価・改善の検討の内容を含め、市の施策やそれぞれの担い手の役割を具体化し、取り組みの方向性を明らかにすることが必要です。

5 計画策定における視点

次に掲げる視点に基づき計画の策定を進めます。

(1) 市民参画と役割分担

総合計画は、今後のまちづくりについての方向性を示すものであり、行政運営の指針ともなるものです。そのため、策定の過程から、市民・行政それぞれがまちづくりの主体として全市的視野に立ち、お互いを認め合い、分かり合うことが重要であり、こうした「融和・対話」の考え方を基本として、多くの市民が計画づくりに参画しやすい環境整備に努めます。

(2) まちづくり評価のための成果目標の設定

市民と行政が目標を共有し合い、計画に基づいて実行した成果を定期的に点検、評価し、必要によっては見直ししながら取り組んでいけるよう、引き続き計画に位置付ける施策の方向性や達成すべき成果目標を明確にします。

(3) 重点施策の明確化

人口減少が全国的に続くと予想されるなか、少子化や超高齢社会の進行と相まって、今後も地域経済は厳しい状況が続くものと考えられます。

行政運営においても、厳しい財政状況や地域の現状を十分に踏まえつつ、将来見通しの中から課題に対応するための施策、新しい時代に求められる施策等、戦略的・重点的に取り組むべき内容を明らかにします。

(4) 行財政改革の推進

市の定員適正化計画に基づく人員や人的経費の削減、行財政改革などを進めていますが、本市の財政状況は、なお厳しい状況にあります。一方で取り組むべき課題や事業は、多様化・複雑化しており、今後も行財政改革には積極的、かつ継続的に取り組む必要があります。

このため総合計画の実施段階においても、一定の成果を収めた事業でも見直しを行い、新たな事業展開へ繋げるとともに、継続する事業については、より効率的、

効果的な実施に繋がるよう、常に改善に取り組む仕組みづくりを目指します。

6 策定体制

後期基本計画の策定体制は、「総合計画推進方針」の「4 推進体制」を基本としますが、施策の方向性に対応した目標指標を設定し、実現に向けて多様な主体との役割分担を検討するため、23年度に引き続き「能代市総合計画市民協働会議」を設置し、策定を行います。

また、市民協働会議以外の市民からも広く意見を伺うため、計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、市民意識調査結果についても活用することとします。

7 策定の方向

これまでに2回、総合計画市民協働会議でまちづくり評価及び改善策の提案をいただきました。後期基本計画の策定に当たっては、こうした各政策分野の評価や改善の提案を踏まえるとともに、各個別計画との整合を図りながら、前期基本計画を基本に策定を行います。また、現行の政策体系を基本としますが、前期基本計画期間内に生じた変化や、新たな行政課題等について整理し、地域の持つ強みを活かせるような施策展開となるよう、検討を行います。